

第7回多国間特許審査ハイウェイ実務者会合の結果について

1. 参加国・機関

日本、米国、欧州特許庁（EPO）、中国、韓国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、独、メキシコ、マレーシア、ノルウェー、ハンガリー、フィリピン、ポルトガル、露、シンガポール、スペイン、スウェーデン、英国、ベトナム、ユーラシア特許庁、北欧特許庁、WIPO（計26ヶ国・機関）

2. 会合の結果概要

今般の第7回多国間PPH実務者会合は、シンガポールにおいて開催され、我が国を含め、米国、欧州、中国、韓国等の主要な26の知的財産庁・機関の実務者が出席し、会合では、下記項目について検討・議論が行われました。

- 日本国特許庁から、具体的な検討項目（①PPH申請可能な時期、②PCT-PPHにおける見解書第Ⅷ欄の取り扱い、③申請の瑕疵訂正の機会）を提案し、今後本枠組みで検討を行っていくこととなりました。
- PPHの有効性の向上を図るべく、PPHの基本的なコンセプト（最終処分までの早期の審査処理、即特許率の向上、PPH関連データの公開等）を定めたPPHポリシーを日本国特許庁から提案し、合意されました。
- グローバルPPH試行プログラムにオーストリア、シンガポールが、2014年11月1日から参加することが承認されました。
- PPH申請のための共通様式に関する中国からの提案について、引き続き、議論を進めていくこととなりました。